

2025 年度 事業計画書

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本化学工業協会

目 次

I.	全体の事業計画	1
II.	委員会の活動計画	2
1.	総合運営委員会及び審議委員会（事務局 総務部）	2
2.	広報委員会（事務局 広報部）	3
3.	国際活動委員会（事務局 国際業務部）	4
4.	経済・税制委員会（事務局 産業部）	6
5.	労働委員会（事務局 労働部）	7
6.	技術委員会（事務局 技術部）	8
7.	環境安全委員会（事務局 環境安全部）	11
8.	化学品管理委員会（事務局 化学品管理部）	19
9.	レスポンシブル・ケア委員会（事務局 レスポンシブル・ケア推進部）	27
III.	関連組織の活動計画	31
1.	化学製品 PL 相談センター	31
2.	化学人材育成プログラム協議会（事務局 技術部）	32
3.	危険品貨物情報室	33
IV.	事務局共通事項	33
1.	会員サービス等の向上	33
2.	情報化の推進	33
3.	職務能力の向上	34
	略語・用語一覧	35

2025 年度 日本化学工業協会事業計画書

I. 全体の事業計画

日本化学工業協会（日化協）は、化学産業の健全な発展を図り、もってわが国経済の
繁栄と国民生活の向上に寄与することを目的として活動している。また、日本の化学
産業団体を代表して国際化学工業協会協議会（ICCA）に参画し、世界の化学産業・工
業会に共通する諸課題への対応にも積極的に取り組んでいる。

世界は、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の混迷にいまだ収束が見えず、ま
た、米国新政権が打ち出す政策のエネルギー・環境など各分野への影響が懸念されて
はいるが、カーボンニュートラル(CN)や循環経済を骨格とする「持続可能な社会」を
目指す方向性は変わらないものと思われる。日本政府もグリーントランスフォーメー
ション(GX)の実現に向け、基本方針や関係法令の整備を進めている中、我が国化学産
業は、製造プロセスの革新、ケミカルリサイクル(CR)、CCU 等のイノベーションを進
め、ソリューションプロバイダーとして必要とされる製品を安定的に提供していくこ
とが求められている。

こうした中、日化協は、「GX の取組み推進」、「国際協調の推進」、「安全・化学品管
理の取組みの着実な実施」を 3 つの重点テーマとして掲げ、8 つの業務委員会(広報委
員会、国際活動委員会、経済・税制委員会、労働委員会、技術委員会、環境安全委員
会、化学品管理委員会、レスポンシブル・ケア(RC)委員会)が業務を遂行していく。

2025 年度の各委員会における事業計画の詳細については次ページ以降に詳述する
が、概要としてまず、「GX の取組み推進」については、CN を見据えた技術動向、資
源循環経済の推進といった観点に基づく、2025 年 CN に向けたロードマップの深掘り
とともに、サステナブル製品の環境価値が認められる社会の醸成を図っていく。

「国際協調の推進」については、気候変動問題への対応や、化学品管理に係る国際
的枠組み作りに向け、ICCA を通じた活動を行っていく。

また、「安全・化学品管理の取組みの着実な実施」については、保安・環境面での自
主管理目標の見直し・設定や、保安事故防止に向けたスマート保安の導入支援を進め
ていく。

※文中の英文字略語については文末に一覧表示して解説する。

Ⅱ. 委員会の活動計画

1. 総合運営委員会及び審議委員会（事務局 総務部）

(1) 企画及び運営の方針

総合運営委員会及び審議委員会は、日化協の運営または事業に関する基本的な事項について審議する。また、総合運営委員会の下部諮問機関として企画・立案を行う企画運営部会のほか、GX推進部会、情報セキュリティ対応部会、SDGs 連絡網が各々の活動を進める。

(2) 活動計画

1) 総合運営委員会及び審議委員会

総合運営委員会及び審議委員会を理事会前に定例開催すると共に、内外の重要課題について必要に応じて随時会議を開催する。

総合運営委員会においては、「化学産業の適正取引の推進と生産性・付加価値の向上に向けた自主行動計画」を下請代金支払遅延等防止法及び下請振興基準の改正に伴い改定するとともに、同計画の徹底状況確認のためのフォローアップを継続する。また、物流の2024年問題への対応は、フィジカルインターネット実現会議化学品ワーキンググループ(WG)のオブザーバーとしてWGの各種活動を引き続き支援する。さらに、サプライチェーン・強靱化検討会を立ち上げ、講演会等を通じた情報提供を開始する。

2) 企画運営部会

企画運営部会は、日化協事業計画の策定に向けて、事業運営に係る重要課題や予算面での優先・新規事項等について討議、検討を行う。2025年度には、2024年度内に実施した理事・監事会社へのヒアリング結果などを踏まえて、日化協の中長期活動及び財政政策のあり方についての検討を進める。また、事業計画の進捗を把握する。

3) GX推進部会（事務局 技術部）

2025年2月閣議決定の「第7次エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」、「GX2040ビジョン」を受けて、本部会では、これらの政府の動向や世界の動きを注視し会員企業にタイムリーに情報発信すると共に、カーボンニュートラル(CN)を見据えた技術動向（炭素循環、燃料の水素・アンモニア転換、トランジションロ

ードマップ、CCUS等)、エネルギー問題、ライフサイクルを通した地球環境への
貢献、資源循環経済推進等の観点に基づき、経済産業省とも連携してさまざまな施
策と整合性のある2050年CNに向けたロードマップを検討し、温暖化対策推進に
取り組む。

4) 情報セキュリティ対応部会

情報セキュリティ対応部会は、年3~4回開催する部会で、行政当局、独立行政
法人情報処理推進機構等、関係機関との最新の情報システムセキュリティに関す
る情報の共有、意見交換を行うと共に、化学業界のより一層の情報共有のため、
制御システムセキュリティを主な課題とする石油化学工業協会「サイバーセキュ
リティワーキンググループ(WG)」とタイアップし、可能な範囲にて合同で会議や
講演会を開催する。

部会、連絡会メンバーに対しては、その時々最新の、必要情報をタイムリーに
提供すると共に、日化協会員企業、団体、職員等、化学業界全体のセキュリティ
レベルの向上を図る取組みも行う。

5) SDGs 連絡網(事務局 SDGs 室)

SDGs 連絡網では、企業に求められるサステナビリティ課題が拡大する中、世
の中の動向や企業の向き合い方を学ぶための「勉強会」と、会員同士が相互に情
報交換を行うとともに交流を図るための「情報交換・交流会」を定期的に開催
し、参加企業のSDGs活動を支援する。

一方で、化学産業のSDGsに関連して、化学工学会等のSDGs 関連の検討会へ参
画すると共にその成果を発信する。また、メディア、学会等主催の講演会の場を通して、
化学産業のSDGsに係る取組みを共有する。

2. 広報委員会(事務局 広報部)

(1) 企画及び運営の方針

化学及び化学産業のプレゼンス向上に資するコミュニケーション活動を展開す
る。具体的には、日化協各組織、アカデミア、行政当局と連携しながら、メディア
を通じて、持続可能な社会の実現に向けた化学産業の取組みや日化協の主要な活動
について情報を発信すると共に、「夢・化学・21」事業を通じて、次世代を担う青少
年に化学の有用性や魅力を伝える。また、会員企業の広報活動に資する有益な情報
を発信する。

(2) 活動計画

1) メディアを通じた重要案件の情報発信

会見、リリース及び取材等を通じて、安全・環境・健康・人材育成に係わる日化協の重要な取組みについて適宜情報を発信する。

2) イベントを通じた化学及び化学産業に対する啓発活動

① 「子ども化学実験ショー」の開催（1回/年、8月 東京）

② 「なぜなに？かがく実験教室」の開催（6回/年、東京）

③ 「化学グランプリ」、「国際化学オリンピック日本代表生徒派遣」事業の支援

④ 「化学の日」、「化学週間」の周知活動

3) ウェブサイト・ソーシャルメディア・刊行物による情報発信

① 日化協ウェブサイトにて日化協の活動、発表、行事等の情報を発信

② ソーシャルメディアを活用し、化学の力・可能性・おもしろさを訴求

（日化協広報部公式アカウント、「夢・化学-21『子ども化学チャンネル』」）

③ 「日化協アニュアルレポート」の発行（日本語版、英語版）

④ 「グラフでみる日本の化学工業」の発行（日本語版、英語版）

4) 会員に対する情報発信

① 「広報ネット」による日化協活動の周知(1～2回/月)

② 日化協ウェブサイト（会員サイト）での情報発信

3. 国際活動委員会（事務局 国際業務部）

(1) 企画及び運営の方針

化学産業の通商問題等の国際的な諸課題に対して、関係委員会と連携、協力し、活動を展開する。具体的には、①日本の化学産業に関係する関税、アンチ・ダンピングや補助金相殺関税（CVD）等各種通商課題への対応、②国際化学工業協会協議会（ICCA）を中心とした当協会の国際会議等に係わる活動、更に、③海外の化学事業者団体と国際会議を開催、または参画することで当該海外事業者団体との良好な関係を築き、会員企業の事業活動に有益な情報の収集に努めると共に、日系現地法人の支援強化も視野に入れて効果的に取り組む。

(2) 活動計画

1) 通商課題及び国際問題

- ① EPA/FTA 等の交渉の進捗に合わせ、積極的に行政当局及び日本経済団体連合会（日本経団連）等関係機関に意見具申し、化学産業の意向が反映されるよう努める。
 - ② 行政当局への関税改正要望、WTO/TBT 会合への他国の非関税障壁に関する意見具申などの活動を通して国内化学産業が不当な不利益を被らないよう、諸活動に取り組む。
 - ③ 日本の化学産業が抱える原産地規則、アンチ・ダンピング措置、その他化学品の国際的流通等に関する諸課題に対し、行政当局等関係機関と連携して会員企業のニーズを捉えた各種セミナーを企画、開催する。
 - ④ 経済産業省等から入手した各国・各地域の通商政策等に関する最新の情報を、会員へ迅速かつ的確に発信し共有を図る。日本が直面する通商上の国際問題について情報収集し、国内化学産業に及ぼす影響、対応策等を分析、検討し、適宜会員及び関係機関に情報提供を行う。
 - ⑤ 日本鉄鋼連盟等、化学業界以外の主たる業界団体と適宜、通商の取組みに関する意見交換を実施することで、(a) 知見を広げると共に、(b) 先進的で効果的な取組みがあれば、新たに取り入れることを検討する。また業界の垣根を超えた共通の課題等がある場合、解決に向けて共に政府に働きかけることも検討する。
 - ⑥ 多様な産業界関係者と経済産業省との情報共有、意見交換の場である原産地規則懇話会（主催：日本機械輸出組合）にオブザーバーとして参画し、化学業界からのニーズが原産地規則の運用に反映されるよう努める。また、貿易・投資円滑化ビジネス協議会（主催：日本機械輸出組合）の「各国・地域における貿易・投資・現地生産上の問題点と要望」調査に協力し、会員企業からの要望を行政当局に提出し、改善・反映に努める。
- ### 2) 国際会議、政策対話等への対応（各国関係機関との調整、情報共有、意見交換等）
- ① 化学品管理委員会、RC 委員会等の関係委員会と連携し、AMEICC 等での活動を支援する。
 - ② 中国石油化学工業連合会（CPCIF）との日中化学産業会議を中国で開催、韓国化学工業協会（KCIA）と合意できた場合は同協会との日韓定期会合を韓国で開催し、両国の化学産業関係者との関係強化を図る。更に、行政当局の「日中化

学産業政策対話」が開催される場合には同対話とも連携し、行政関係者を交えた関係者との関係強化を図る。

3) 海外日系化学企業等とのネットワーク構築

① シンガポール・ケミカル会、タイ・ケミカル会等を活用して化学品管理委員会、RC 委員会、環境安全委員会とも協働して、現地日系化学企業への情報提供及びネットワーク構築を図る。

② 中国日本商会（工業部会第 3 分科会化学グループ）、上海商工クラブ（資源・化学品部会）等との交流、連携を通じ、日系化学企業が直面する中国の政策上の課題等の情報の収集に努めると共に、経済産業省等の協力を仰ぎながら、その是正に向けて機動的に対応する。

4) ICCA での活動

① ICCA の拡大事務局を担当し、ICCA の理事会、協会円卓会議、事務局会議等の運営に主体的に参画する。特に、2025 年度は、ICCA が将来にわたり持続可能な取組みを継続できるように、ACC、Cefic と共に組織構造や運営方法について抜本的な検討を行う。

② 通商横断グループ (Trade cross-cutting group) へ参画し、必要な提言と対応を行う。

4. 経済・税制委員会（事務局 産業部）

(1) 企画及び運営の方針

わが国の化学産業の活性化に向け、国際的な事業環境のイコルフッティングを目指して業界の要望を取りまとめ、2026年度税制改正要望として行政当局等に提出し、その実現に努める。また、行政当局の成長戦略に化学業界のニーズが反映されるよう、情報収集及び意見の集約・発信を行う。

(2) 活動計画

1) 2026年度税制改正要望へ向けて、日本経団連や諸団体と連携を取りながら、企業税制に関する情報収集や化学業界への影響等の調査研究を行い、化学業界の要望を取りまとめ、9月度理事会の承認後、行政当局等へ提出する。

2) 化学産業に直接関係する国税・地方税等の関係法令や通達の改廃等に関する情報収集、調査研究を行い、迅速に会員に提供する。

- 3) 化学産業に係わる行政当局諮問機関等の議論、法令制定・改訂の動向を見据え、規制改革や補助金についての業界の意見集約、要望・意見発信や政策提言を行うと共に、それらの確定した政策を会員にフィードバックする。
- 4) 経済動向及び化学産業を取巻く環境変化について、行政当局や調査機関等からの情報収集や分析、日化協インデックスの作成等を行い、日化協ウェブサイトを活用して、迅速に一般公開する。
- 5) 経済動向、経済や経営に関する時事テーマに関して、必要に応じて専門家等による講演会や説明会を開催し、会員に情報提供を行う。
- 6) 安全保障貿易管理に関して、外為法に定められた規制の遵守及び合理的運用を目的に、行政当局等からの情報も加えて外部団体を含めた意見・情報の交換を行い、必要な情報を会員に提供する。
- また、安全保障貿易管理の運用上重要なテーマを設定・検討し、得られた知見が実務に供されるとともに当該業務における人材育成に資するべく、解説書等の形にまとめて会員向けに発信する。

5. 労働委員会（事務局 労働部）

(1) 企画及び運営の方針

「労働関連施策・法規対応」と「人材育成」を基軸に活動を展開する。

1) 労働関連施策・法規対応

労働関係の法改正・立法化等にあたっては、関係団体との連携を図りつつ行政当局への意見具申等適切な対応を図る。

2) 人材育成

会員企業のニーズに対応する企業人材育成プログラムを企画・実施する。

(2) 活動計画

1) 人事課題ワーキンググループ（WG）の活動

WGを設置し、人事・労務に係わる諸課題に対し会員企業のニーズに基づいたテーマ及び活動期間を決定し、活動を通じて化学産業における課題と対策案について共有を図る。

2) 労働法制見直し、行政施策等への対応

労働法制、指針等の見直し・立法化等の情報をタイムリーに把握して会員企業に提

供すると共に、化学業界としての意見を反映すべく、経済団体や他業種団体等の関係団体との連携を図りつつ行政当局への働きかけを行う。

3) 労働組合との適切な連携

① 労働組合団体が開催するシンポジウム、定期大会等への参加と協力に努め、情報交換と連携を図る。

② 全国化学労働組合総連合（化学総連）との定期的な情報交換会、および日本化学エネルギー産業労働組合連合会（JEC 連合）と全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（UA ゼンセン）との合同情報交換会合を継続して行う。

4) 各種調査と会員への情報提供

労使交渉（賃金、賞与・一時金、初任給）、労働条件、福利厚生費等の調査結果の会員への情報提供を継続し、会員ニーズや問合せ等に的確に対応すると共に有用な情報提供を行う。

5) 会員企業の人材育成支援

① 生産現場の第一線監督者の育成を目的とする「化学工場の生産現場リーダー研修」を4回開催する。参加者の利便を考慮し大阪開催（1回）を予定する。

② 「人事課題 WG」活動を通して若手～中堅人事担当者の育成を図る。

6. 技術委員会（事務局 技術部）

(1) 企画及び運営の方針

1) 地球温暖化、エネルギー政策や資源循環戦略等に対応する国内外の活動に積極的に参画し、多様な課題に適切に対応する。

2) 化学産業の更なる化学技術振興のためのモチベーションを高め、産業の一層の技術力向上を図る。

3) 標準化に係わる動向を注視し、多様な課題に適切に対応する。

4) その他関連する政策に係わる情報収集を行い、多様な課題に適切に対応する。

(2) 活動計画

1) 炭素循環及び廃プラスチック問題に対する検討

① ケミカルリサイクル WG (略称 CR WG)

ケミカルリサイクル(CR)についての社会的な認識を広めるために、CRに関わる国際規格の策定と製品のリサイクル率確認登録制度の本格運用に取り組む。

a. CR 国際標準化 TF を国内対応委員会として ISO/TC47/WG4 にて検討中の国際規格案「Basic Chemical products - Basic chemicals resulting from chemical recycling - General principles」の国際規格化を推進する。

また、現在開発中の規格で規定できなかった事項を織り込んだ新規規格案について検討する。

b. CR 国内認証制度 TF にて、リサイクル品への社会的認知を向上させ化学品再生利用の社会実装を早期に実現することを目的に試験運用中のリサイクル率確認登録制度の不具合を抽出、是正し、本格運用に向けた検討を促進する。

2) カーボンニュートラル行動計画の取組み

①カーボンニュートラル行動計画 WG (略称 CN 行動計画 WG)

日本経団連の「経団連カーボンニュートラル行動計画」に、会員及び賛同企業と連携してエネルギー起源 CO₂排出削減目標の達成を目指して取り組む。

また、国内の企業活動における削減、低炭素/脱炭素製品・サービスによる他部門への削減貢献、海外での削減貢献、革新的技術の開発・導入を通して、CO₂排出削減に向けた取組みを推進すると共に、化学業界の活動計画・実績を社会へ発信していく。

②温暖化対策 WG2

代替フロン等 3 ガス PFCs、SF₆、NF₃ の製造時における自主的排出削減活動について、新たに設定した 2035 年及び 2040 年目標の達成に向けて削減活動を継続して実施していく。

3) 国内外エネルギー対策の検討

①エネルギー対策検討部会

省エネルギー政策に関して、省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会、同小委員会工場等判断基準 WG 等に参加し、国の政策や新たな制度等に対して化学産業の状況等を主張すると共に、必要と目される政府への政策支援要請を行っていく。

また、政府が宣言した「2050 年カーボンニュートラル」の国際公約の達成に関連して取組みが進むと考えられる地球温暖化・エネルギー政策に対応する情報や新たな規制動向について、会員企業にタイムリーに発信すると共に、化学産業として必要な対応を行う。

4) LCA の普及活動の継続

①LCA WG

LCA/CFP の周知・普及活動を通して、化学産業が持続可能な社会を構築していくうえで重要なソリューションプロバイダーであることを社会に向けて発信すると共に、CN 実現に向けてライフサイクル全体での GHG 削減を推進する為に必要となる基盤等の検討、整備を進める。

a. CFP 算定ガイドラインの業界内への普及・教育活動を拡充し、業界各社の LCA/CFP 対応力向上支援を行い、化学製品の CFP の算定・公開を促進する。

b. ライフサイクル全体での効果的な環境負荷低減の推進に寄与するため、他産業・ステークホルダーとの連携強化、国内外の重要なイニシアティブへの積極的な関与、LCA/CFP 情報の業界内外の円滑な共有環境の整備について検討を進める。

c. cLCA 評価事例の作成を継続し、多くの化学製品・技術がライフサイクル全体での CO₂削減を実現していることを定量的に示し、CN 実現に貢献していることを広く伝える。また世の中の要請に応じた削減貢献製品の評価・開示手法について検討を行う。

5) 技術賞の取進め

日化協技術賞審査会議のもと、表彰候補の募集、審査、選考を行うと共に、受賞社に対し受賞講演の場の設定、成果の社会発信を行い、本表彰の更なる普及に努める。

6) 化学標準化の取進め

①化学標準化 WG

関連する会議体、組織での活動を通して化学産業の取組みを発信すると共に、得られた情報を会員と共有し、化学産業として必要な事案に適切に対応する。

また、企業の標準化人材育成への協力支援、標準化の重要性の普及活動を継続して行う。

a. 原案作成団体である JIS 及び ISO/TC47 作成の ISO 規格の定期見直しや問合わせに会員や経済産業省、(一財)日本規格協会等と連携・協力し対応する。

b. ISO/TC47 での審議案件について、ISO/TC47 国内委員会と連携して、会員のニーズを踏まえると共に日本の化学産業として適切に対応する。ISO/TC47 国際幹事が公正かつ効率的な運営を行えるように支援する。

- 7) ICCA E&CC LG との連携による化学産業の温暖化対策へのグローバルな取り組み
ICCA の E&CC LG 活動より得られた情報を、会員企業にタイムリーに報告・
連絡し、日本の化学産業として必要な対応を進める。
また、E&CC LG 議長、事務局を担う国の協会として E&CC LG の活動を支援
すると共に、メンバーの一員として意見を海外へ発信する等の活動に参画する。
- 8) 関連する政策に係わる情報収集と発信、多様な課題への対応
関連する政策に係わる情報収集を実施すると共に、得られた情報を会員と共有
し、適切に対応する。

7. 環境安全委員会（事務局 環境安全部）

(1) 企画及び運営の方針

- 1) 保安事故防止、環境保全、労働災害防止、物流安全を環境安全委員会の重要課題
とし、「環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針」のもと、「安全確保
の取り組みが新たな価値を生み出していく」という姿勢で、化学工業における「環
境・健康・安全」に関する諸課題に対して以下の項目を実施する。
- ①最新の国内外の動向の把握と会員への積極的な情報発信による周知
(把握した傾向から必要に応じ RC 委員会会員交流 WG と連携する)
- ②化学業界の置かれた状況を考慮した意見の発信
- ③自主的活動の展開を通じて社会からの要請に応じた成果を創出
これらによって、業界に対する社会からの信頼を継続して高めていく。
- 2) 保安防災部会、環境部会、労働安全衛生部会等をハブ的な組織として適宜開催
し、「環境・健康・安全」に関する諸課題への適切な対応を図る。個別のテーマにつ
いては WG 等で更に検討する。また、他の委員会、及び各部会に横断的に係わる
重要事項については関係先と連携、協議して事業の推進を図る。
- 3) 官民学や、他の業界団体等との連携を積極的に取進める。
- 4) 優れた安全成績をあげた会員関連事業所を表彰し、その優れた活動等について協
会内外へ広く共有する。

(2) 活動計画

- 1) 保安防災部会
保安防災、物流安全は、レスポンシブル・ケアを推進していく上での日化協の大き

な二本の柱であり、2025 年度も引続き行政当局や関係機関との連携を取りながら活動
を取り進める。具体的には保安防災、物流安全に関連した法改正等の情報や、各種検
討会からの情報を会員へ伝達すると共に、会員の意見集約とその反映に努める等の活
動を継続的に行う。

保安防災では、会員の自主的な保安防災への取組み支援に加えて、スマート保安導
入やサイバーセキュリティ対策の支援を行っていく。

物流安全では、2022 年度から始めた荷主の役割の啓発を含め、これまでの取組みを
継続していく。

① 保安防災への取組み支援

石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議より 2020 年（令和 2 年）3 月 6 日に
発出された、「石油コンビナート等石油化学関連事業所における災害の防止に向け
た取組について（要請）」に沿う形で、以下の取組みを進めていく。

- a. 部会の中で化学業界に関連する保安事故事例の共有や部会員企業のグッドプ
ラクティスの紹介を行う。また、事故事例研究も講演会の形式で継続して行う。
- b. 保安事故防止検討 WG では、日化協としての事故・労災の基準を作成すること
とし活動を継続する。
- c. 近年の自然災害では、会員企業の事業所にも被害影響がでていることから、
2025 年度も石油連盟、石油化学工業協会と共同で「津波等防災講演会」を開催
する。
- d. 「悪用防止化学物質の流通管理の指針」の改訂版を発行する。

② スマート保安の導入支援

設備老朽化、人材不足に対してスマート保安を導入、活用していくことは有効で
ある。また、同時に導入、活用していく上ではサイバー攻撃に備えることも重要で
ある。

- a. スマート保安（保全の高度化、保安力向上、省力化等）の導入支援のために、
2025 年度は一般社団法人 日本電気計測器工業会と無線技術を利用した IoT 導
入について、情報交換、講演会を行う。
- b. サイバー攻撃に対処するためには、脆弱性情報入手ルートやインシデント発生
時の対応として、社内体制を構築すること及び情報処理推進機構（IPA）や
JPCERT コーディネーションセンター（JPCERT/CC）等との連携体制を構築
することが重要である。その支援として 2024 年度に JPCERT/CC に協力を頂
き脆弱性情報共有 G を立ち上げた。2025 年度は各社の体制構築を支援する。

③ 物流安全への取組み

- a. 危険物輸送に関する国内外の委員会に参加し、動向把握と会員意見を反映すると共に、関係先より得られた情報を速やかに会員と共有する。
- b. 物流安全における荷主の役割についての啓発を目的として、運送法制に関する講演会を 2024 年度に引き続き実施する。①「危険物輸送に関わる荷主の義務と責任」講演会を開催する。②「危険物輸送における安全管理講習会」を関西化学工業協会と共同で開催する。
- c. イエローカードのより一層の普及のために、電話・メール相談への個別対応を継続すると共に、イエローカードの講演会を行う。

2) 環境部会

環境部会では、環境規制動向に関して会員と共有化を図ると共に会員の意見・要望を取りまとめ、国、関係団体の取組みへの反映に努める。

また、カーボンニュートラル、サーキュラエコノミー、及びネイチャーポジティブに向けて、自主行動計画の取組みを推進し、環境負荷の低減、資源循環の促進等を図る。

なお、2025 年度もオンライン開催を中心とし、毎月開催する。

① 水質、大気、及び土壌規制等の環境保全への対応

a. 水質保全に関する政策への対応

環境省は、PFOS、PFOA について 2026 年 4 月の施行を目途に水道法省令改正を予定している。また、水質基準項目に追加の後、環境基本法の水環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準等への追加も計画している。更には、上記 2 物質に続き PFHxS、PFCA についても、水道水等に関する基準などの検討を予定している。

そこで日化協は、基準値等の設定にあたってはこれまで同様、科学的、定量的、統計学的根拠に基づく対応を強く求めていく。またそれを会員へタイムリーに情報共有する。加えて、その他の PFAS についても国内外の最新の知見、欧米における規制動向、POPs 条約に引き続き注視する。

b. 大気保全に関する政策への対応

環境省は、酸化エチレン（EO）について『EO の大気排出抑制自主管理計画』進捗フォローを継続する。また、ヘキサクロロブタジエン（HCBd）の排出実態把握調査も継続する。更に、水銀については産業用石炭燃焼ボイラーが大気排出源として指定されており、水銀排出濃度に影響する要因、及び連続測定法について検証している。

1 日化協は、会員に各種調査、検証結果をタイムリーに周知し、各社の対策
2 等に反映頂くよう努める。

3 特に EO については、化学工業 3 団体の自主管理計画の完遂に向け、各社
4 の進捗状況を把握し、それを取りまとめる。それを、環境省、経産省の検討
5 会及び専門委員会に報告する。神栖地区 EO 排出削減ワーキンググループの
6 フォローアップを継続する。

7 c. 微小粒子状物質、及び光化学オキシダントの環境基準への対応

8 環境省は、2025 年度より新たに「大気汚染物質小委員会」を立ち上げ、
9 光化学オキシダントの環境基準の再評価（健康影響）、新たな環境基準の設
10 定（植物影響）について議論する予定である。

11 日化協は委員として小委員会に参画する予定である。特に光化学オキシダ
12 ントの環境基準については、設定から約 50 年間にわたり、その達成率はほ
13 ぼゼロが続いていることから、その環境基準値の再評価に加えて、指標に関
14 する妥当性の有無についても強く意見具申していく。

15 d. 土壌汚染対策に関する政策への対応

16 「中央環境審議会土壌制度小委員会」において、土壌汚染対策法施行後 5
17 年見直し（総論）が 2025 年夏～秋頃を目途に取りまとめられる。その総論
18 とりまとめを受けて「土壌汚染対策に係る技術的事項等に関する検討会」及
19 び「土壌汚染調査・対策手法に係る作業部会」で 2026 年度まで各論検討さ
20 れる予定である。

21 日化協は、上記の検討会、作業部会に委員として参画し、制度、運用、及
22 びガイドラインの「簡素化、合理化、分かりやすさ」をベースに積極的に意
23 見具申していく。

24 ② 資源循環、廃棄物削減、及び廃棄物適正処理等への対応

25 a. プラスチック資源循環への対応

26 プラスチック資源循環促進法が、2022 年 4 月より施行された。

27 また、2024 年度には、経団連の『循環型社会形成自主行動計画』に業種
28 別のプラスチック資源循環に関する自主目標を追加することになった。

29 日化協は、2024 年度の産廃に関する自主調査結果（2023 年度実績）をベ
30 ースにプラスチック資源循環の 2040 年度自主目標案を策定し、環境安全委
31 員会の審議を経て、理事会に上程し、2026 年度の運用開始を目途に取り進
32 める。

33 b. 低濃度 PCB 処理、及び処理期限への対応

34 PCB 特措法では、低濃度 PCB 廃棄物の処理期限を 2026 年度末までとし

1 ている。一方で、使用中の機器等については期限内処理が難しいとの産業界
2 要望を受け、環境省は「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」に
3 において『処理期限以降の低濃度 PCB 廃棄物に係る PCB 特措法の対応（報
4 告書）』を取りまとめ、2025 年度以降に法改正し処理期限後の対応につなげ
5 る予定である。

6 2027 年度までは、上記検討委員会における処理の進捗に関するフォロー
7 アップは日化協が対応するが、2028 年度からは処理期限を超過している個
8 社が直接対応することとされた。

9 日化協は、会員に当該報告書の周知徹底を図る共に、可能な限り期限内の
10 処理を推奨する。2025 年度以降は毎年進捗状況をフォローアップする。

11 c. フロン排出抑制法施行 5 年後見直しへの対応

12 現行のフロン排出抑制法は、2020 年 4 月 1 日より施行されており、環境
13 省による施行後 5 年の点検時期を迎える。

14 日化協は、実効性、持続可能性の観点から、規制、運用面での課題を洗い
15 出し、経済産業省を通し、意見具申していく。

16 d. 再資源化事業等高度化法への対応

17 中央環境審議会の静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員
18 会において、再資源化事業等の高度化に係る認定基準、及び報告・公表制度
19 が検討されている。

20 日化協は、ケミカルリサイクルにも適用される同法の認定制度における具
21 体的な判断基準等の政省令について注視し、会員と情報共有していく。

22 e. 改正廃棄物処理法の施行 5 年後点検について

23 現行の廃棄物処理法は、2025 年度に施行後 5 年となり、点検時期を迎え
24 る。前回の改正で新たに創設された「有害使用済機器保管等届出制度」をは
25 じめとする現行制度の運用状況や課題、新たな規制のあり方等が、新設され
26 た「廃棄物制度小委員会」において議論される予定である。

27 日化協は、最新情報を会員と共有すると共に会員からの意見を経済産業
28 省、関係団体を通して具申していく。

29 ③ 日化協自主行動計画取組み

30 a. プラスチック資源循環への対応（再掲）

31 プラスチック資源循環促進法が、2022 年 4 月より施行された。

32 また、2024 年度には、経団連の『循環型社会形成自主行動計画』に業種
33 別のプラスチック資源循環に関する自主目標を追加することになった。

34 日化協は、2024 年度の産廃に関する自主調査結果（2023 年度実績）をベ

ースにプラスチック資源循環の 2040 年度自主目標案を策定する。環境安全
委員会の審議を経て、理事会に上程し、2026 年度の運用開始を目指す。

b. 2025 年度 PRTR・VOC に関する調査結果（2024 年度実績）の取りまとめ

日化協は、PRTR 法（化学物質排出把握管理促進法、または化管法）の全
届出対象物質、及びそれに日化協自主調査物質を加えた VOC の排出量につ
いて自主目標を定めている。

また、調査結果を取りまとめ、日化協アニュアルレポート（資料編）等に
掲載すると共に経済産業省にも報告している。

2025 年度（2024 年度実績）も 2024 年度と同様に調査を実施する。

更に、2026 年度以降の自主目標案を策定し、環境安全委員会の審議を経
て、理事会に上程し、2026 年度の運用開始を目指す。

加えて、集計システム構築による調査の DX 化、効率化にも取り組んでお
り、2024 年度に導入した各種の自動アウトプット機能について実作業によ
り検証する。

c. 2025 年度産業廃棄物に関する調査結果（2024 年度実績）の取りまとめ

日化協は、経団連の『循環型社会形成自主行動計画』に参加しており、産
廃最終埋立量削減率、資源循環利用率について自主目標を定めている。

また、調査結果を取りまとめ、日化協アニュアルレポート（資料編）等に
掲載すると共に経団連にも報告している。

2025 年度（2024 年度実績）も 2024 年度と同様に調査を実施する。

更に、2026 年度以降の自主目標案を策定し、環境安全委員会の審議を経
て、理事会に上程し、2026 年度の運用開始を目指す。

3) 労働安全衛生部会

国内の「労働安全衛生」に係わる行政当局により実施される審議会及び各種検討会
における規制の動向や内容を把握し、その情報の発信、周知を行う。また会員の意
見を集約し、その行政当局への反映に努める。また、労働災害統計・労働災害事例
等の活用を図り、会員の労働災害防止活動を支援する。労働災害発生度数率は、厚
労省取りまとめの全国統計、日化協会員企業の労働安全衛生実態調査でも 3 年連続
で増加していることから、厚労省立案の対策に取り組むと共に部会でも議論を進
め、対策を検討する。

部会は年度 6 回開催する。

① 労働安全衛生法等への対応

a. 厚生労働省等の委員会活動

厚生労働省等の求めに応じ、労働安全衛生関連法令の改正に向けた検討会・

委員会活動に協力する。

ア. 化学物質管理に係る専門家検討会（厚生労働省）

イ. 皮膚障害等化学物質の保護具の適切な選択に係る基準の普及・啓発委員会（厚生労働省）

ウ. 業種別化学物質管理マニュアル作成等検討委員会（厚生労働省）

エ. 特別管理物質等に係る健康診断等の記録を一元的に管理する制度検討会（厚生労働省）

オ. 労働法規委員会労働安全衛生部会・WG 合同会合（経団連）

b. 労働安全衛生法改正等への対応

ア. 濃度基準値の設定と測定方法の検討

現場負担の低減、合理的な基準値の設定・運用のために、現場の実情に即した運用方法を部会で検討し、厚生労働省に意見具申する。

イ. 化学物質のリスクアセスメントの的確な実施に向けた制度改善への対応

昨年度の安衛法改正により、化学物質管理は事業者等による自律的管理と規制が見直されたが、具体的な点（SDS 交付等の通知の義務化、営業秘密の保持のための情報開示方法、個人ばく露測定の精度担保等）について部会で検討し、厚生労働省へ意見具申する。

ウ. 労働政策審議会安全衛生分科会の検討項目に関する情報共有。

エ. 厚生労働省、他団体の動向を安環ネットで発信する。また会員向け説明会を適宜開催し、会員の労働安全衛生法改正への対応を支援する。

② 労働安全衛生実態調査

a. 労働安全衛生実態調査

会員企業の協力を仰ぎ、労働安全衛生実態調査（2025 年版 第 49 回）結果報告書を作成・発刊する。また協力会社のデータ取得を引続きお願いする。

（2022 年版 97 社 ⇒ 2023 年版 99 社⇒2024 年版 101 社）

b. 労働災害削減活動

労働災害発生度数率は 3 年連続で悪化している。その改善に向けて、これまでの災害事例について詳細な解析を行い、第 14 次防の取組みに加えて化学業界として取り組む対策について検討する。また、その検討結果を踏まえ、事故型分類で上位の災害（転倒や挟まれ巻き込まれ災害等）に対して、各社の災害防止技術やグッドプラクティスの紹介を行う。

② 顕彰

安全優良職長厚生労働大臣顕彰、中央労働災害防止協会緑十字賞の日化協推薦に向けて、会員企業の積極的応募を呼び掛ける。労働安全衛生部会委員による

1 厳正な審査を通じて日化協推薦を行い、優れた安全衛生活動に対する褒賞を推
2 進する。

3 ④ 化学防護手袋研究会（非営利団体）

4 新たな化学物質管理規制の施行開始に対し、これまで化学防護手袋研究会の活
5 動に参画しそれを支援している。簡易的な化学防護手袋の耐透過性評価の紹介
6 や、経皮ばく露防止対策としての化学防護手袋の適正な使用方法の普及、新規
7 使用方法の開発、新規材料の化学防護手袋の開発等の情報交換・検討を行い、
8 会員企業の経皮ばく露防止対策の支援を図る。

9 4) 安全表彰会議

10 「安全表彰」により優秀な安全成績をあげた会員関連事業所を称える。更に、
11 その優れた活動等について協会内外へ広く共有することにより、会員のみならず
12 化学産業界全体の安全意識の高揚及び安全対策の向上へ貢献する。また、会員の
13 安全成績を認定し称える「無災害事業所申告制度」の更なる普及を図り、会員関
14 連事業所等の安全への取組みを支援する。

15 ① 日化協安全表彰

16 安全表彰制度に基づき、優れた安全成績をあげた会員関連事業所を募集し、
17 表彰候補の審査・選定を行う。

18 ② 安全シンポジウム

19 「安全シンポジウム」を開催し、安全表彰事業所の安全管理活動をベストプラク
20 ティスとして広く会員へ公開する。シンポジウムでは安全表彰事業所トップよ
21 り活動をご紹介いただき、その熱い思いを会員に伝える。またパネルディスカ
22 ッションを会員事業所で活用できるようにまとめ、配布する。

23 ③ 無災害事業所確認制度

24 無災害事業所確認制度を、申告事業所（親会社）従業員の単独の安全成績か
25 ら、申告事業所（親会社）と協力会社が一体となった総合安全成績での確認へ
26 2025 年より移行する。それにより、会員会社とその協力会社が協調・団結し
27 安全活動を推進する土壌醸成の一助とする。

28 ④ ベストプラクティス集

29 安全表彰受賞事業所の優れた安全活動事例を編纂したベストプラクティス集第
30 IV版（2023～25 年度対象）を編集し、発刊する。

31 ⑤ 産業安全塾

32 「2025 年度（東京）産業安全塾」を開講する。（日化協、石油連盟、石油化学
33 工業協会共催）これにより、石油・化学産業において安全を理解できる将来の
34 経営者と管理者、安全推進専門家を育成する。

8. 化学品管理委員会（事務局 化学品管理部）

(1) 企画及び運営の方針

会員の事業活動における化学品管理業務の支援強化と、産業界の自主的活動を更に普及・拡大することを基本方針とする。2024 年度に引続き、会員への情報発信の更なる強化と内容の一層の充実を図る。特に、2025 年度はポスト SAICM の枠組みとして ICCM5 で採択された GFC に基づいた化学業界による具体的な行動計画作成への対応、プラスチック汚染終結に向けた国際協定案を議論している政府間交渉委員会への対応、化審法改正に向けた検討を継続するなど、引続き持続的な発展に向けたリスクベースの化学品管理の普及及び促進に重点を置き、効率的・効果的に業務を推進する。

1) 国内外規制対応

国内外規制の動向を早期に把握し、収集・解析した情報を会員に漏れなく発信し、意見集約を図ると共に、リスクベースの管理に基づく合理的で個社にとって実効性がある法規制への提言に向けて、戦略的かつ的確な対応を図る。

2) ICCA 活動

化学業界共通の国際的な課題に対し、ICCA の関連活動への参加を通じ、国際動向をいち早く会員へ情報提供し、会員の立場を反映した ICCA 内での合意形成を目指すことで国際課題への対応を図る。

3) 産業界の自主的取組みの推進

GPS/JIPS の普及推進を継続すると共に、製品含有化学物質管理の普及促進により、サプライチェーンでの化学品によるリスクの最小化に向けて多様な展開を図る。また、会員の海外での事業展開ニーズに適応し、必要な活動を展開する。特に、GFC に基づいた化学業界による具体的な行動計画の立案に向け、主導的に対応する。

4) 会員への支援強化

委員会、各種 WG 活動やネット配信等による会員への情報提供の在り方について見直しを行い、よりニーズにあった情報の提供を行う。また、ケミカルリスクフォーラム（CRF）、長期自主研究支援（LRI）等については、人材育成を含め、会員のニーズに沿って更に内容を充実させると共に、関連する学会、研究機関等とも連携しながら化学物質評価・管理の技術基盤の整備・確立を推進する。

1 (2) 活動計画

2 1) 化学品規制への適切な対応

3 ① 国内化学品管理規制に対する取組み

4 a. 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）

5 ・化審法は、2024 年 1 月で前回法改正（全面施行）から 5 年経過したことか
6 ら、2024 年度から制度構築 WG（行政当局主催）において施行状況の確認及
7 び今後の検討課題についての議論が進められている。2025 年度以降、化審法
8 の見直しに係わるような検討が更に進むことが想定されることから、当該 WG
9 への参画を始め、行政当局との対話を継続する。その過程においては会員の意
10 見を傾聴し、それらの意見を法改正または政省令改正に反映するように取り組
11 む。

12 ・既存化学物質のリスク評価、及び第一種、第二種特定化学物質の新規指定に
13 ついては、規制の動向などの情報を会員に提供すると共に、適切な対応の実施
14 を支援する。

15 ・法の運用については、行政当局との対話、意見具申を継続する。

16 b. 「労働安全衛生法」（安衛法）、「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）、「特定化学 17 物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管 18 法）、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」 19 （薬機法）、及び「麻薬及び向精神薬取締法」（麻向法）等

20 ・各法規の化学品管理に関する規制動向の的確な把握と会員への情報提供、行
21 政当局との対話、意見具申を継続する。

22 ・安衛法では、労働災害防止のための新たな化学物質規制として、2022 年度
23 以降に種々の政省令等が改正された。また、2024 年 8 月に公表された「化学
24 物質管理に係る専門家検討会中間取りまとめ」に則って、2025 年度以降も新
25 たな法令改正が予定されている。会員意見を反映させるために、行政当局との
26 対話、意見具申を継続すると共に、会員による法令改正への対応を支援する。

27 ・毒劇法では、行政当局と連携し、毒物・劇物候補物質の公示前の情報収集を
28 継続する。また、対象物質選定方法・基準、運用基準等について、行政当局と
29 の対話を継続する。

30 ・化管法では、2021 年に公布された対象物質見直しに係る改正政令の 2023 年
31 4 月施行を受け、行政当局と連携し、事業者による SDS 提供及び PRTR 対応
32 を支援する。

② 海外化学品管理規制に対する取組み

a. 米国

・TSCA(有害物質規制法)では、高優先物質のリスク評価及びリスク管理措置策定が進行しており、これらの対応について会員支援を継続する。PMN(製造前届出)の審査、既存化学物質のリスク評価などの動向について情報を収集し、ACCと連携して、行政当局に対して会員の意見を反映させるべく活動を推進する。

・PFASについて、2021年公表のPFAS strategic roadmapや2025年1月の政権交代に伴う化学品管理政策の動向等を注視し、適宜会員に情報提供する。

b. 欧州

・2025年末までの公表が計画されているChemical Industry Packageの影響やREACH規則改正の動向把握、改正CLP規則対応、PFAS制限提案の審議対応に加え、動物試験廃止の流れに沿ったNAMsの導入や有害物質代替といった規制強化及び変更に対し、迅速な動向把握と会員への情報提供を行う。具体的な対応は海外法WG欧州地域検討チームを中心に検討する。

・EU Green Dealの中でEUタクソノミーやエコデザイン規則など化学品管理に影響する政策については、会員への情報提供、日本の行政当局とも連携した対応を継続する。CSSの施策の一つである一物質一評価関連の規制、SSbDフレームワーク構築の進捗についても、関連するWGに広く情報提供するとともに関係機関と情報交換しながら適切な対応を進める。

c. アジア

・韓国については、「化学物質の登録及び評価等に関する法律」、「化学物質管理法」、「産業安全保健法」及び「生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律」の改正や施行状況の情報を迅速に収集し、関係機関と連携して、行政当局に対し産業界の要望を反映させるべく活動を推進する。

・その他、東アジア諸国、東南アジア諸国、特に化学品管理の法規制の制度改正が予定されているベトナム、フィリピン、タイ、インド等については、日本の行政当局とも連携し、また、現地関係機関との協力関係の維持・強化を通じ、当該国の法規制動向を入手し、各国の行政当局に対して日本の産業界として必要な意見具申を行う。

・RC委員会と協働して、ASEANで事業を行う会員企業の化学品管理に係わる能力構築や人材育成のため、ワークショップ等を開催する際には、講師担当等

の支援を行う。

d. 化学品管理に関連する国際条約の動向についても的確に対応する。

③ GHS 定着への取組み

a. GHS に関する国内規格 JIS Z 7252:2019 (GHS に基づく化学物質等の分類方法)、及び JIS Z 7253:2019 (GHS に基づく化学品危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) が、2024 年で 5 年が経過し、産業標準化法により改正の検討が必要となることから、2023 年度より GHS-WG を中心に改正作業を進め、2024 年度には JIS 原案を作成した。2025 年度は当該 JIS の公示に向けた作業 (パブコメ対応、審議会对応等) を行い、2025 年度内の公示を目指すとともに、日化協内外のセミナーの機会等を利用し、JIS 改正内容の周知活動を行う。

b. GHS 関係省庁等連絡会議、国連 GHS 専門家小委員会等に参画して最新情報の収集・意見提案等を行い、会員に情報提供する。

c. 政府の GHS 分類事業等に参画し、適宜、政府による GHS 分類案への意見具申を行い、国内法と GHS との適切な整合に貢献する。

d. 化学業界を含むサプライチェーン全体による SDS への理解を深化させ、SDS の適切な運用を図るため、セミナー開催等の活動を実施する。

2) 国際化学工業協会協議会 (ICCA) での活動

① CP&H LG 及び関連 TF 等への参加を通じ、ICCM5 で採択された GFC の達成に向けた ICCA による行動計画の立案へ参画する。特に、2024 年度に設立された ICCA の GFC 対応 WG (Measurability WG、Sustainability Ambition WG、Transparency WG) に参画し、会員企業の要望等を踏まえて ICCA に対し意見具申を行うと共に、ICCA の計画内容を日化協の計画に反映させる。また、CP&H LG が PLG と連携して進めているプラスチックに使われる化学物質のデータベース開発等については、国内会員会社の活動支援を目的とし、関連する WG における活動を継続する。更に、GHS Policy WG を通じ、新しい危険有害性分類の GHS 導入に向けた議論を行う国連 GHS 専門家小委員会等に対し産業界の意見具申を行う。

② 2022 年、新たに分野横断型グループの一つとなったグローバル規制協力 (GRC Cross-Cutting Group) では、ACC、Cefic と共に ASEAN 向けの規制協力プラットフォームの推進を継続支援する。GHS などのワークショップ開催を通じ、キャパシティビルディング活動に協力する。また、海外法 WG の会員と

1 情報共有し、必要に応じて会員会社の意見を取りまとめ、ワークショップ等の
2 場で反映する。

- 3 ③ 2024 年第 5 回 INC において、プラスチック汚染終結のための国際協定案の合
4 意に至らなかったため、PLG では会員企業と連携した INC 対応を継続すると
5 共に、INC 交渉に関わる国内行政当局に対し意見具申を行う。

- 6 ④ Microplastics Cross-Cutting Group では、マイクロプラスチック問題に対応
7 するため、ACC、Cefic 等とのグローバルな協力体制を確立し、問題解決に
8 向けた戦略的な研究の立案、及び MARII を含めた活動を推進する。

9 3) APEC、AMEICC 等官民連携プログラム

10 APEC 化学対話及び AMEICC の活動に参画し、日本の化学産業界の立場で、化
11 学品管理に関する規制と運用の改善等に関して支援を行う。

12 4) GPS/JIPS の推進

13 「環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針」に基づき、化学品のリ
14 スク評価手法及び BIGDr の整備を行うと共に、RC 委員会及び広報委員会と協働
15 し、BIGDr を普及促進する。それにより会員企業及び会員企業のビジネスパート
16 ナーの化学品のリスクベースでの管理能力の向上を図る。

- 17 ① ヨハネスブルグサミット目標 (WSSD2020) 以降の化学品の自主管理を支援
18 する活動の在り方について、ポスト SAICM の枠組みとして ICCM5 で採択
19 された GFC に基づいた ICCA のワークプランを確認しながら、JIPS 活動の
20 方針・行動計画の再検討を含めた日化協実施計画の検討を行う。

- 21 ② GPS/JIPS GSS 作成・更新・公開を GPS/JIPS WG の活動を通して更に促進
22 する。GSS は、BIGDr と共にウェブサイト上での公開を継続する。

- 23 ③ 地方事業所／中堅・中小企業／サプライチェーンの川中・川下企業に対して、
24 オンラインで化学物質のリスク評価支援が受けられる BIGDr のメリットを PR
25 することやセミナーのオンライン配信等の施策により、GPS/JIPS 活動の理解と
26 普及を進め、個社の化学品管理を支援する。また、非会員に対し、上述の普及推
27 進諸活動を通じ、化学品管理に関する日化協の役割と会員のメリットへの理解の
28 深化をはかる。

29 5) OECD 活動

30 日本経団連・BIAC の化学物質委員会の立場で、化学品管理に関係する OECD
31 の化学品・バイオテクノロジー委員会及び関係する WG、TF 等の活動に広く参画
32 し、化学品管理に関する規制と運用に関する意見具申、提言を行う。

6) サプライチェーン対応

関連ユーザー業界との協力関係を密にしてサプライチェーンにおける適切な化学物質管理の推進を図るため、ユーザー対応 WG の活動及び以下の活動を継続実施する。

- ① サプライチェーンでの製品含有化学物質情報共有スキーム「chemSHERPA」の管理対象物質リストの維持管理並びに普及に関して、会員企業の要望等を踏まえて適正な運営基盤の構築支援を継続する。
- ② 日米欧の自動車、自動車部品、化学メーカーの代表で構成する組織（GASG）が作成する物質リスト（GADSL）の維持管理について、日本自動車工業会の物質リスト検討分科会に参画し、化学産業界として協力を継続する。
- ③ JEITA 等の電機・電子業界が推進する国際規格 IEC/TC111（電気・電子機の環境規格）の国内委員会や WG による国際標準の維持・作成に協力する。
- ④ 産業間横断的な含有化学物質伝達プラットフォームの構築を目指す CMP に参画し、会員企業等の要望を踏まえて適切な仕組みとなるように CMP 構築支援を行う。
- ⑤ 各国で制定が予想される製品中の化学物質規制に対応するため、会員と情報共有、具体的対応の協議、及び必要に応じて化学産業界の立場から行政当局に対し意見具申を行う。

7) リスク管理諸課題に関する対応

① 新規課題対応 WG

以下の安全性問題・規制動向に関する情報を収集して課題を抽出し、会員へ情報発信すると共に、必要に応じて提言を取りまとめ、対外的な意見具申を行う。また、活動を通して得た情報や課題を関連 WG、及び LRI とも共有し、連携を図る。

- a. ナノマテリアル等の新規な化学物質の安全性評価法や国内外の規制動向
- b. 内分泌かく乱物質に係わる国内外の規制動向及び環境省 EXTEND 2022、エコチル調査の動向把握
- c. 海洋プラスチックゴミ及びマイクロプラスチック問題に関する国内及び国際動向と科学的知見の収集
- d. PMT (Persistent, Mobile, and Toxic) に関する国際動向と科学的知見の収集
- e. 循環経済の実現に向けて求められる化学物質の安全性評価手法に関する国際動向と科学的知見の収集

② リスク評価技術 WG

化学物質のリスク評価・管理に関する技術的課題に対処するため、下記の事項を中心に情報収集・発信し、活動を推進する。

- a. 有害性評価手法：動物実験代替法（*in silico*、*in vitro* 試験等）の官民での普及と活用推進、JaCVAM（日本動物実験代替法評価センター）との連携強化
- b. 化審法対応：リスク評価の技術的課題に対する調査検討、行政当局への意見具申及び検討会への参画
- c. OECD 対応：日本経団連・BIAC の活動を通じ、関係機関と連携しながら以下のプログラムに重点をおいて化学産業界の意見を反映させる。
 - ・テストガイドラインの評価と試験法開発
 - ・有害性評価や曝露評価プログラム
 - ・ナノ材料に関する試験法・評価法開発
- d. 関係部会対応：GPS/JIPS 及び LRI との連携、化学品規制への技術対応、GHS WG への技術面からの助言。
- e. 欧州 REACH・CSS 対応：欧州ポリマー規制及び PMT 及び CSS 等に海外法 WG と連携して対応する。

③ マイクロプラスチック検討 TF

マイクロプラスチックに係る課題全般について、安全性、規制、新素材等も含めて科学的な側面から課題を抽出し、以下の活動を行う。

- a. 国内外のマイクロプラスチックに関する科学・技術的知見の情報収集、解析、動向把握
 - b. ICCA の科学的な取組みに対し、意見を作成・発信
 - c. LRI 研究としてのニーズの検討と提言
- 必要に応じて、LRI、新規課題対応 WG 等のメンバーと共に活動する。

8) LRI の推進

① 研究の推進

- ・2025 年度第 13 期委託研究を、年間計画に従い推進する。研究モニタリングにより進捗を把握すると共に、研究成果の評価を行い、次期に向けた継続可否を決定する。2024 年度終了研究は、成果の活用について検討し、必要に応じて追加のサポートを実施する。
- ・2026 年度第 14 期新規研究課題の採択を行う。2023 年度に策定した中期研究戦略（2024 年度～2026 年度）に則り、研究のニーズと期待する成果、その活用ま

1 でを考慮して、募集する研究テーマを設定する。

2 ② 国際連携、協力

- 3 ・ ICCA の LRI 活動に参画し、Cefic、ACC との連携を強化する。日米欧で相互に
4 研究内容を共有し、研究の重複を避け、相乗効果をめざした研究活動を実施す
5 る。また、日化協 LRI のウェブサイトで欧米の研究の紹介、マイクロプラスチ
6 ック問題等のグローバルな共通課題への対応等、国際協力を推進する。

7 ③ 活動の発信、広報

- 8 ・ LRI 活動について、国内外への情報発信を強化する。LRI ウェブサイトの充実
9 を図ると共に、新聞・雑誌等での広報を積極的に行い、認知度の向上を図る。
10 ・ 日本毒性学会及び日本動物実験代替法学会内に設置した日化協 LRI 賞の表彰を
11 継続し、若手研究者の育成を支援すると共に、学会、研究者に対する LRI の知
12 名度の向上と関係強化を図る。
13 ・ LRI 研究報告会を開催し、研究成果の報告を行うと共に、LRI の活動を紹介
14 し、周知を促進する。

15 9) 化学品管理と関連する情報伝達の促進、及び人材育成支援

16 ① ケミカルリスクフォーラム (CRF)

17 化学品管理関係の人材育成を目的に、初級者を対象として必要な専門知識につ
18 いて包括的にレクチャーする CRF を、化学品管理部の基幹セミナーと位置づ
19 け、合理的で効果的なセミナーの開催を図る。

20 a. 2024 年度に続き会場聴講とオンライン聴講を自由に選択できる形式とし、ま
21 た、社内研修での活用を目的とした社内オンライン配信が可能なコースを継
22 続する。

23 b. CRF のカリキュラムは、化学品管理に係わる最新の情報の反映に加え、オン
24 ライン配信による受講者層の変化等も考慮し、よりニーズに沿ったものを企
25 画する。

- 26 ② 会員の意見・要望に沿って、会員企業の化学品管理関係の人材育成を目的とし
27 た活動を実施する。また、川中、川下事業者における適切な化学品管理と関連
28 する情報の伝達を促進するため、非会員も対象にした安衛法セミナー等も適宜
29 開催する。

30 10) プラスチック汚染問題への対応

31 海洋プラスチック問題対応協議会 (JaIME) の活動終了に伴い、プラスチック
32 境問題にかかる活動を継続するために、2023 年 4 月に設立した JaIPLE では

以下の取組みを行う。

- ・プラスチック汚染問題に関する情報収集を行い、関係諸団体と共有すると共に、INC に向け国内行政機関に対し化学産業界としての意見具申を継続する。
- ・関係諸団体と連携し、アジア諸国の廃棄物管理の一層の浸透に向けた経産省主催の研修に対して、企画立案・講師等の派遣による支援を行う。

9. レスポンシブル・ケア委員会（事務局 レスポンシブル・ケア推進部）

(1) 企画及び運営の方針

「持続可能な社会の構築への貢献」を基本に、「環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針」を踏まえ、化学産業の更なるプレゼンス向上に向けた積極的で、かつ開かれた活動を展開する。

国内においては、地域、消費者との対話を継続する。またレスポンシブルケアニュース、アニュアルレポート等の広報活動も合せ、社会への RC 活動認知度向上を図る。また会員には、RC 賞表彰や検証活動、リスクコミュニケーション研修等により、企業価値向上の強化を支援する。RC 会員の意見及び化学産業を取り巻く環境の変化に対応したこれら活動を通じて、活動改善を進めていく。海外では、東南アジアで現地対面での講演会やワークショップ開催により、会員現地法人の RC 活動を支援する。また、ICCA RC-LG の方針のもと、APRO 等を通じてアジア各国との協調を図る。

RC 活動全般において RC コードを運用し、会員各社の保安・環境活動目標やその活動のコード要求事項への適合確認を継続する。

会員への教育支援面では、RC 活動関連教育動画資料のオンデマンド配信システム運用を拡張し、活用を継続していく。

尚、委員会財務健全化を図るため、2022 年度から改定した委員会年会費水準を 2025 年度も継続する。

(2) 活動計画

1) RC 活動の継続的な改善推進

① 会員交流 WG：会員交流会、勉強会の実施

会員交流会は、日本化学工業協会基本方針に基づき、環境・健康・安全に関

1 するベストプラクティスの共有を図ることを目的としている。2025 年度も引続
2 き分科会方式を基本に、討論による各社プラクティスの共有化を図っていく。
3 また分科会のテーマ選定においては、参加者のニーズに応じた内容、時流を捉
4 えた内容を選択し、本交流会活動の活性化を図る。

5 勉強会は、会員各社が抱えている共通の問題内容について意見交換する。具
6 体的には、労働安全・保安防災に関する内容や最新の技術動向に関する内容、
7 サステナビリティに関する内容よりテーマを選定する。

8 ② RC 賞（第 20 回）

9 RC 賞表彰を引続き実施する。RC 賞を活性化し、各社の RC 活動の推進力と
10 するため、多くの個社に働きかける。具体的には、個社にとどまらずそのグルー
11 プ登録企業から案件を掘り起こす。また過去に推薦実績がない会員やここ数年推
12 薦実績がない会員の案件の掘り起こしも進める。同時に受賞講演等を通じて、優れ
13 た RC 活動内容を会員企業間で共有する。また広報活動にも力を入れ、社会にお
14 ける RC 活動の認知度向上につなげる。

15 2) RC 活動に対する社会認知度の更なる向上

16 日化協の RC の取組み姿勢をより明確にし、社会への更なる認知度向上に向け
17 た RC 活動報告会、地域及び市民対話、更に広報活動等を積極的に展開する。

18 ① 活動報告 WG

19 会員の RC 活動成果を集約した日化協アニュアルレポート資料編、活動内容
20 を定期的に紹介するレスポンシブル・ケア ニュースの発行を継続する。RC 活
21 動成果を社会に発信する RC 活動報告会の開催及び各種イベント・新聞・雑誌
22 等を活用して広報活動を行う。

23 ② 対話 WG

24 a. 地域対話：

25 各地区 2 年に 1 回の開催を原則に、14 地区での開催を継続する。2025 年度
26 は 7 地区（川崎、大分、岡山、堺・泉北、岩国・大竹、山口西、新潟北）で、対
27 面方式を基本として集会開催を計画する。コロナ期間（2020～2022 年度）の
28 地域対話開催での経験を活かし、必要に応じて対面方式に加え書面方式、オ
29 ンライン配信併用も活用し、地域住民とのコミュニケーションを継続する。

30 より充実した地域対話開催とするため、引続き地域対話地区代表幹事会等を
31 通じ、前年度までの各地域対話集会の参考となる点や課題等の情報を全地区
32 で共有し、必要な改善提案を行っていく。また、第三者視点の確保と意見交

換の充実を図るため、パネルディスカッション等でのファシリテーターは、引続き外部有識者に願います。更に、幅広い住民層の参加を促進し、RC活動の認知度向上のためにメディアからの取材も積極的に受ける。個々の事業所あるいは事業所グループで行っている個別対話集会に対する補助制度も継続する。

リスクコミュニケーション研修については、実践的な演習プログラムと参加者相互の意見交換が好評であり、また個社からは人材育成のニーズがある。受講者の意見を取り入れつつ、研修内容をより一層充実させて会員の対話スキル向上に努める。また、これまでの平常時におけるリスクコミュニケーションを対象とした研修に加え、事故・災害等発生時におけるリスクコミュニケーション（クライシスコミュニケーション）を対象とした講習または研修を企画する。

b. 市民対話：

消費者団体との対話は、引続き消費者の疑問や要望に応えるため、関東及び関西の両地区での開催を継続する。従来から化学業界が最新情報を提供することに強い期待があることを踏まえ、以下の内容を基本としてRC活動への理解を促進する。

- ・時代の潮流を意識したテーマを選定し、お互いの問題意識を共有する。
- ・消費者向け製品について会員企業・団体より話題を提供する。
- ・引続き工場見学や開発センターへの訪問を通してモノづくりの現場を紹介する。

3) 国際活動の充実

ICCA の RC-LG に積極的に参加するとともに、アジア諸国の RC 協会の活動を支援し、また RC-LG が目指す RC 普及・レベルアップ活動に貢献する。また、海外支援 WG により、日化協の会員企業の進出先における事業所の RC 活動の支援を行い、アジア諸国における日本化学産業のプレゼンス向上を図る。

① ICCA の RC-LG 活動の推進

a. ICCA キャパシティビルディングの方針に沿って、各国要請に応じて RC 支援を行う。

b. KPI 強化プロジェクト：ICCA に手入力報告している、各国の生産量、排出量、資源使用量など約 20 項目の KPI を WEB ツール化する。2025 年度からの使用開始を目指す。本ツールでは、会員名は伏せられブラインドコードで識別される。国別、エリア別、グローバルなどの集計やそのグラフ出力が可

能となる。

- c. 新たな RC 活動の指針として、ICCA 自己評価ツールを試行する。労働安全衛生、保安防災など RC の 6 つの柱別に、その達成レベルがレーダーチャートで出力されると共に、さらに改善するためのヒントが提供される。既に欧米圏での試行が始まっており、日化協は RCLG メンバーとしてこのアジア各国導入も支援する。

② APRO を中心としたアジア各国の RC 活動の支援

- a. ASEAN 地区の RC 未加盟国に対する RC 普及の機会を探ると共に、APRO 会議等を通じ、アジア地区における RC 活動の連携を強化する。
- b. 日化協は APRO 議長国として、2025 年秋にインドネシアで開催予定の APRCC に向けて適宜 APRO 会議を招集する等、準備作業を進める。
- c. 日中化学産業会議、日韓定期会合等において関係国の要望に対応する。

③ 海外支援 WG

- a. 会員企業とその現地法人のニーズに基づき、支援活動の評価と改善を引続き行う。それにより、会員企業の海外での事業活動を RC 側面から支援する。ASEAN（タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム）における講演会、ワークショップ（WS）の現地開催を継続する。ベトナムでは、併せてより広いニーズを探るべく 2024 年度とは異なる工業団地での WS 開催を検討する。
- b. WS で活用している現地スタッフ向け e-learning 教材のオンデマンド配信を運用開始する。
- c. 海外支援 WG では事業進捗を報告すると共に、講演と WS の内容につき議論しその更なる充実を図る。
- d. APRO 加盟の各国 RC 協会と、個別、及び APRO 会議・APRCC でのコミュニケーションを通じて、互いの協力余地を探る。

4) 検証活動

日化協の「環境・健康・安全に関する日本化学工業協会基本方針」を踏まえ、社会環境等を勘案して検証活動を行い、依頼企業の持続的発展に貢献する。

ここ数年、CSR 報告書や統合報告書の内容を確認する「報告書検証」が検証活動の中心となっている。その検証対象である報告書は年々進化を遂げ、最近では SDGs や ESG 関連の内容が非常に充実・深化してきている。検証もそれに対応する必要があるため、2025 年度も引続き、各社のこれらに対する取組みを中心に検証を行う。具体的には、経営トップが気候変動等自社にかかわる課題についてコ

ミットしているか、それに対して具体的にどのような活動が行われているか、RC
コードを基に確認していく。

「活動検証」では、最近の RC 活動の動向も踏まえて検証を進める。

また「温室効果ガス（GHG）検証」も引続き取り組む。会員企業 ESG データ
の信頼性向上に貢献していくため、検証員への教育等を含め体制の強化を図る。

なお、2025 年度も現地検証を基本とする。

III. 関連組織の活動計画

1. 化学製品 PL 相談センター

(1) 企画及び運営の方針

当センターは、化学製品による消費者事故に関連した相談に対応することで、消
費者被害の救済につなげることを目的に設立されたが、同時に、消費者事故を未然
に防ぎ、再発を防止するための活動も重要である。インターネットの普及により、
消費者は、容易に様々な情報を入手することができるようになった。一方で、情報
過多となり、適切で正しい情報を選択することが困難になってきている。当センタ
ーとしては、インターネットや消費生活センター等を通じ、化学物質のリスクに関
する正しい情報や、化学製品を安全安心に使いこなすための情報を提供し、新しい
消費者市民社会の構築に寄与していく。

(2) 活動計画

1) 相談対応のレベル向上質と満足度の高い相談対応

運営協議会やサポーティングスタッフの支援・指導のもとに、消費生活センタ
ー、生活者のケミカルに対しての不安を少しでも取り除けるような、質と満足度
の高い相談対応を行う。相対交渉促進や消費生活センターとの連携により、製造
物責任に関連した消費者被害の救済に努める。

2) 情報発信力の強化

ウェブサイトに掲載する情報の充実を図り、化学物質・化学製品に対する正し
い理解、化学製品による事故防止を推進する。

- ・ウェブサイトの再構築を行い、自己解決を推進する。
- ・「活動報告書」、「アクティビティノート」等の報告書の内容充実

- ・ ウェブサイト利用者増のための広報活動
- 3) 消費者啓発活動
- 化学製品による事故の防止につながる消費者啓発に努め、全国の消費生活センター、地方自治体等の要望に応えた出前講座や啓発資料の提供を行う。
- ・ 行政や他の P L 相談センターとの相互リンク等で必要な情報に誘因し、インターネット発信情報を通じて啓発を行う。
- ・ 「化学製品を上手に利用するために」「化学製品と化学物質の知識」等の出前講座の実施。
- ・ 今までの知見をまとめた啓発冊子「気をつけよう暮らしの事故」Ⅰ～Ⅳ、「化学の歳時記」等を、消費生活センターを通じて積極的に配布。

2. 化学人材育成プログラム協議会（事務局 技術部）

(1) 企画及び運営の方針

行政当局、アカデミア、化学系他団体との緊密な連携のもと、化学産業界が求める高度理系人材像を広く大学側に発信する。その人材ニーズに応える優れた教育カリキュラムを整える化学系専攻とそこに学ぶ博士課程学生に対し、教育や就職及び経済的な支援を行い、将来、化学産業界で活躍を希望する博士人材の安定的な育成に貢献する。

(2) 活動計画

1) 支援対象専攻の選定とフォローアップ

第 16 回支援対象選考審査委員会を開催し、化学産業界の人材ニーズに適合する博士人材の育成に積極的な大学院専攻を支援対象として選定する。また、採用された支援対象専攻を訪問することにより、博士人材育成の取組み状況の確認及び本プログラムに対する意見聴取を行う。

2) 奨学金の給付

採用された支援対象専攻の中で、特に優れた取組みを実施している専攻を奨学金給付対象として選定し、該専攻が推薦する学生に対し奨学金を支給する。

3) 産学交流

支援対象専攻と協議会会員企業の交流の場として、「化学人材交流フォーラム 2025」を開催する。学生側より博士後期課程 2 年生の奨学生による研究活動や学生生活の状況を報告してもらうと共に、企業側からの博士人材への期待や企業で実際に活躍する博

士事例紹介を行い、支援対象専攻と企業の相互理解を促進する。

4) 就職支援

支援対象専攻の博士課程学生と、協議会会員企業の採用担当者や研究開発担当者が直接交流できる「学生・企業交流会 2025」を開催する。就職を考える博士課程学生が各企業の採用や研究開発等の情報を得ると共に、企業側にも自社に関心を持つ学生の情報を提供し、双方の円滑な就職及び採用活動を支援する。

5) 化学産業教育の提供

「化学産業論」講座を大阪公立大学(9年目/4月~/対面)、東京大学(5年目/5月~/ハイブリッド/総論のみ)、神戸大学(2年目/4月~/対面)で開講する。

化学産業教育WGでは、各専攻における本講座の教育効果を検証し、次年度以降の適切な講義計画を検討する。

3. 危険品貨物情報室

危険物航空貨物情報に関する相談を継続し、更に当該業務内容に関する広報活動を通じて、会員の維持に努め、航空貨物輸送の安全確保に貢献する。日化協会員への航空輸送の荷主責任は保安防災部会を通じて浸透させていく。

相談員の業務はワークライフバランスを考慮し、完全リモートワークとする。

IV. 事務局共通事項

1. 会員サービス等の向上

2025年度は、コロナ禍を経て定着した各種説明会、セミナー等のハイブリッド形式での実施を継続することにより、より多くの会員への情報提供の機会を増やし、また、対面開催では双方向のコミュニケーションを増やすことにより、会員の交流、情報・意見交換の場の充実を図り、健全な化学産業の発展に資するよう努める。

2. 情報化の推進

情報化に関しては、以下の方針に従い対応する。

1) 日化協で使用している情報システムの維持、管理、更新を行うと共に、日化協の

業務遂行が効率的、かつ円滑に行われる情報システムを構築する。

とりわけ、稟議書・意思決定システムの改善をはじめ事務の効率化に貢献するよう情報化を検討・実行する。

2) 協会としてのセキュリティ強化のため、ハードウェア面での防御だけでなく、職員を対象とした訓練、研修、情報提供等を行う等、多角的なセキュリティ対応を行うことで、日化協で保存、保管している様々な情報を保護する。

3) 日化協のウェブサイト 一般ページでは、日本の化学工業の現状が把握できる情報提供が行えるよう、提供する情報の整理、更新、見直しを行う。会員ページでは、会員が必要とする情報のタイムリーな掲載ができるようシステム管理を行う。

4) 住友不動産六甲ビル入居化学関係団体で共有しているネットワークシステム、会議室予約システム等の維持、管理を行う。

3. 職務能力の向上

事務局業務を効率的に遂行し、確実な業務成果とするため、日化協内外の関係部門と十分な情報交換や意思疎通を図り関連知識を拡大すると共に、担当業務の習熟に努め、職員の職務能力の向上を図る。出向元企業との連携を強化して必要な人員の適材配置を進める。また、直属上司、管掌常務理事による職員との面接を通じ、業務目標の設定と評定等、業績評価制度の一層の充実を図る。

1 略語・用語一覧

- 2 ACC : American Chemistry Council (米国化学工業協会)
- 3 AI : artificial intelligence (人工知能)
- 4 AMEICC : ASEAN Economic Ministers and METI Economic and Industrial Cooperation Committee
- 5 (日・ASEAN 経済産業協力委員会。日・ASEAN 経済大臣会合の下部組織)
- 6 APEC : Asia-Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力 (アジア太平洋地域の 21 の国と地域が
- 7 参加する経済協力の枠組み)
- 8 APRCC : Asia Pacific Responsible Care Conference (アジア太平洋レスポンシブル・ケアカンファレンス)
- 9 APRO : Asia Pacific Responsible Care Organization (アジア太平洋レスポンシブル・ケア機構 (APRCC 支
- 10 援組織として 2003 年に設立)
- 11 ASEAN : Association of South - East Asian Nations(東南アジア 10 か国の経済・社会・政治・安全保障・
- 12 文化に関する地域協力機構。本部所在地はインドネシアのジャカルタ)
- 13 BIAC : The Business and Industry Advisory Committee to the OECD (経済産業諮問委員会 OECD に対
- 14 する民間経済界諮問委員会。OECD 加盟国の代表的経営者団体で構成)
- 15 BIGDr : The Base of Information Gathering, sharing & Dissemination for risk management of chemical
- 16 products (GPS/JIPS 活動を総括的に支援・推進する総合情報システム)
- 17 CB : Capacity Building (工業開発のために必要な途上国側の組織的能力の構築)
- 18 CCG : Cross-Cutting Group (分野横断的な事項に対応するための組織)
- 19 CCS : Carbon dioxide Capture and Storage (二酸化炭素回収・貯留)
- 20 CCU : Carbon dioxide Capture and Utilization ((二酸化炭素回収・利活用)
- 21 CCUS : Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage (二酸化炭素回収・利活用、貯留)
- 22 Cefic : European Chemical Industry Council (欧州化学工業連盟)
- 23 CFP : Carbon Footprint of Products (商品・サービスのサプライチェーンの各工程で「炭素の足跡」がわか
- 24 るように温室効果ガス排出量から除去・吸収量を除いた値を二酸化炭素量に換算して定量的に算定し
- 25 た指標。
- 26 chem SHERPA : Supply-chain Harmonized and Enhanced Linkage Platform for chemicals in products
- 27 (製品含有化学物質のためのサプライチェーンの調和高度連携プラットフォーム)
- 28 cLCA : carbon Life Cycle Analysis (カーボンライフサイクル分析。原料採取、製造、流通、使用、廃棄の各
- 29 工程で排出される CO₂ を合計し、ライフサイクル全体での排出量を評価すること)
- 30 CLP : Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures (GHS をベースとした EU に
- 31 おける化学品の分類、表示、包装に関する規則)
- 32 CMP : Consent Management Platform (ウェブサイトやアプリ上で、ユーザーのデータ取得や利用に関す
- 33 る情報を提供し、同意を得るためのツール。同意管理プラットフォームとも呼ばれる)
- 34 CN : Carbon Neutral (炭素中立。温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020 年 10 月、政府
- 35 は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すこと
- 36 を宣言。「排出を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素等の温室効果ガスの「排出量」※から、植林、
- 37 森林管理等による「吸収量」※を差引き、合計を実質的にゼロにすること。※人為的なもの)
- 38 CP&HLG : Chemical Policy and Health Leadership Group (化学品政策と健康リーダーシップ・グループ。
- 39 ICCA 内組織の一つ)
- 40 CPCIF : China Petroleum and Chemical Industry Federation (中国石油・化学工業連合会)
- 41 CR : Chemical recycle (化学処理によって廃棄物を他の物質へ変化させ再利用するリサイクル手法)
- 42 CRF : Chemical Risk Forum (ケミカルリスクフォーラム)

1 CSS : EU Chemicals Strategy for Sustainability (持続可能に向けた欧州化学品戦略)

2 CVD : Countervailing Duty (相殺関税)

3 ECHA : European Chemicals Agency (欧州化学品庁)

4 E & CCLG : Energy and Climate Change Leadership Group (エネルギーと気候変動のリーダーシップグル
5 ープ。ICCA 内組織の一つ)

6 EO : Ethylene Oxide (酸化エチレン。きわめて反応性が高いため、他の有機物質を合成する時の中間体とし
7 て用いられる。また、殺菌力が強く、医療機器、精密機器の殺菌剤としても用いられる)

8 EPA : Economic Partnership Agreement (経済連携協定) または Environmental Protection Agency (米
9 国環境保護庁)

10 ESG : Environment (環境)、Social (社会)、Governance (企業統治) の三つの言葉の頭文字をとったもの
11 で、これらの要素を考慮した企業経営や投資活動を指す

12 EU タクソノミー : EU の公式目標である 2050 年二酸化炭素ネット排出量ゼロ (カーボンニュートラル) の
13 ために必要な投資分野にフラグを立てる試み

14 EXTEND2022 : Extended Tasks on Endocrine Disruption (環境省が今後の方向性を「化学物質の内分泌か
15 く乱作用に関する今後の対応」として取りまとめたもの。EXTEND2016 の後継プログラム)

16 FTA : Free Trade Agreement (自由貿易協定)

17 GADSL : Global Automotive Declarable Substance List (GASG (下欄参照) が発行している世界各国の化
18 学物質規制で、既に規制されているか、規制が予定されている化学物質で自動車製品に含有される可
19 能性のある物質リスト)

20 GASG : Global Automotive Stakeholders Group (自動車のライフサイクルを通じた環境負荷の軽減を達成
21 するために、グローバルな自動車業界のサプライチェーンを通して継続的なやり取り、情報伝達を行
22 うことを目的として日米欧の自動車・自動車部品、化学メーカーの代表で構成・設立された組織)

23 GFC : Global Framework on Chemicals – For a Planet Free of Harm from Chemicals and Waste (2023
24 年第 5 回国際化学物質管理会議で採択された新たな国際化学物質管理に関する枠組み文書)

25 GHG : Green House Gas (温室効果ガス)

26 GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の危険有害性
27 (ハザード) ごとに分類基準及びラベルや安全データシートの内容を調和させ、世界的に統一された
28 ルールとして提供するもの)

29 GPS : Global Product Strategy (各企業がサプライチェーン全体を通して化学品のリスクを最小限にするた
30 めに、自社の化学製品を対象にリスク評価を行い、リスクに基づいた適正な管理を実施すると共に、
31 その安全性及びリスクに関する情報を顧客を含めた社会一般に公開する自主的取組み)

32 GSS : GPS Safety Summary (安全性要約書)

33 GX : Green Transformation (グリーントランスフォーメーション) の略で、温室効果ガスを多く排出する
34 化石燃料から太陽光や風力などのクリーンエネルギーによる経済社会システムへの転換を目指す取組
35 み

36 HCBD : Hexachlorobutadiene (ヘキサクロブタジエンまたは六塩化ブタジエン。溶媒等として使用され
37 ていた、第 1 種特定化学物質)

38 ICCA : International Council of Chemical Associations(国際化学工業協会協議会)

39 ICCM5 : The fifth session of the International Conference on Chemicals Management(第 5 回国際化学物
40 質管理会議)

41 ICTA : International Chemical Trading Association (国際化学貿易協会)

42 INC : Intergovernmental Negotiating Committee (政府間交渉委員会)

IoT : Internet of Things(コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行う情報通信技術の概念。)

IPA : Information-technology Promotion Agency (独立行政法人情報処理推進機構)

ISO : International Organization for Standardization(国際標準化機構)

ISO/TC : ISO technical committee(国際標準化機構の技術委員会 ※TC47 は化学、TC61 はプラスチック)

JaCVAM : Japanese Center for the Validation of Alternative Methods(国立医薬品食品衛生研究所、安全性生物試験研究センター安全性予測評価部 第二室の通称。国立衛研安全センターの組織規定に示された化学物質等の業務関連物質の安全性評価において、国民の安全を確保しつつ、動物実験に関する 3Rs (Reduction : 削減、Refinement : 苦痛の軽減、Replacement : 置き換え) の促進に資する新規動物実験代替法を行政試験法として、可能な範囲での導入に貢献することを目的とする。)

JaIPLE: JaIME (Japan Initiative for Marine Environment 海洋プラスチック問題対応協議会) の後継団体

JEITA : Japan Electronics and Information Technology Industries Association (一般社団法人電子情報技術産業協会)

JIPS : Japan Initiative of Product Stewardship (サプライチェーンを考慮したリスク評価及びリスク管理をベースにした、産業界の自主的な取り組み)

JIS : Japanese Industrial Standards (日本産業規格。日本の産業製品に関する規格や測定法等などが定められた日本の国家規格)

JPCERT/CC : Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center (一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター)

KCIA : Korea Chemical Industry Association ((韓国化学工業協会)

LCA : Life Cycle Assessment (その製品に関する資源の採取から製造、使用、廃棄、輸送など全ての段階を通して環境影響を定量的、客観的に評価する手法)

LCI : Life Cycle Inventory (製品やサービス等を原料の調達から製造、流通、使用、廃棄、リサイクルにわたるライフサイクル全体を対象として考え、各段階で投入される資源、エネルギーまたは排出物を定量的に把握したもの)

MARII : The Microplastics Advanced Research and Innovation Initiative (マイクロプラスチック研究に関するグローバルフォーラム)

MOU : Memorandum of Understanding (覚書。条約や契約書と異なり、法的な拘束力はない。)

NAMs : New Approach Methodologies (動物実験に代わる安全性評価方法)

NF₃ : Nitrogen trifluoride (三フッ化窒素。温室効果ガスの一種)

OECD : Organization for Economic Co-operation and Development(経済協力開発機構)

PCB : Polychlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル。生体に対する毒性が高く、脂肪組織に蓄積しやすい。発癌性があり、また皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こすことが分かっている)

PFAS : 「パーフルオロアルキル化合物、ポリフルオロアルキル化合物及びこれらの塩類」の略称。難分解性の化学物質群で、主にフッ素系の界面活性剤として多くの用途に使用

PFCAs : ペルフルオロカルボン酸類の略称。有機フッ素化合物の一種

PFCs : Perfluorocarbons (CF₄、C₂F₆ 等のパーフルオロカーボン類)

PFHxS : ペルフルオロヘキサンスルホン酸の略称。PFOS 及び PFOA と同様の性質を持ち、その代替品として使用されている

PFOA : Perfluorooctanoic acid (ペルフルオロオクタン酸。PFAS の一種)

PFOS : PerFluoroOctaneSulfonic acid (ペルフルオロオクタンスルホン酸。PFAS の一種)

1 PLG : Plastic Leadership Group (ICCA 内でプラスチック汚染に関する国際交渉を担当する組織)
2 PMN : Pre-Manufacturing Notice (製造前届出)
3 PMT : Persistent, Mobile, and Toxic (持続性、移動性及び毒性)
4 PoPs 条約 : PCB、DDT 等の残留性有機汚染物質 (POPs : Persistent Organic Pollutants) の、製造及び
5 使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している国際条約
6 PRTR : Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な
7 化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて
8 事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み)
9 QSAR : Quantitative Structure-Activity Relationship (定量的構造活性相関。化学物質の構造と生物学的
10 (薬学的あるいは毒性学的) な活性との間に成り立つ量的関係のこと。これにより構造的に類似した
11 化合物の「薬効」について予測することを目的とする)
12 RC : Responsible Care (レスポンシブル・ケア。化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製
13 造、物流、使用、最終消費を経て廃棄・リサイクルに至る全ての過程において、自主的に「環境・健
14 康・安全」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動)
15 RC-LG : Responsible Care Leadership Group (ICCA 内で RC 活動の推進を担当する組織)
16 REACH : Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals (化学品の登録、評価、認
17 可及び制限に関する規則)
18 SAICM : Strategic Approach to International Chemicals Management (国際的化学物質管理のための戦略
19 的アプローチ。2006 年の国際化学物質管理会議 (ICCM-1) で取りまとめられた。フォローアップの
20 ため、国際化学物質管理会議が 2012 年、2015 年開催)
21 SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標。貧困、飢餓、エネルギー、気候変動産業と
22 イノベーションなど、2030 年までの 17 の目標が、2015 年 9 月に国連で採択)
23 SDS : Safety Data Sheet (化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の危険性や取扱方法、保管方
24 法などを提供相手に伝達するために交付される。安全データシート)
25 SF₆ : sulfur hexafluoride(六フッ化硫黄。100 年間の地球温暖化係数は、二酸化炭素の 23,900 倍と大きく大
26 気中の寿命が長い HFCs、PFCs と共に削減対象に指定されている温室効果ガス)
27 SSbD : Safe and Sustainable by Design (化学物質の生産及び使用における安全で持続可能な設計)
28 TBT : Technical Barriers to Trade (貿易の技術的障害)
29 TSCA : Toxic Substances Control Act (有害物質規制法。有害化学物質の製造等の規制に関する米国の法
30 律。1976 年制定。化学物質による人の健康・環境に対する不合理なリスクを規制することを目的と
31 する。本法の下では新規に化学物質を製造・輸入する者は EPA (環境保護庁) に対し、事前に通知
32 を行わなければならない。EPA は審査を行い、必要な条件 (禁止を含む) を付することができる)
33 UNEA-6 : The sixth session of the UN Environment Assembly (第 6 回国連環境総会。UNEA は UNEP の
34 最高意思決定機関。通常会合は原則として 2 年毎に開催。特別会合は、通常会合の決定または加盟国
35 の過半数等からの要請に基づき開催)
36 VOC : Volatile Organic Compounds (揮発性有機化合物。揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物
37 の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる)
38 WSSD2020 : World Summit on Sustainable Development (2002 年にヨハネスブルグで開催された「持続
39 可能な開発に関する世界首脳会議」において、「化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響
40 を最小化する方法で、使用、生産されることを 2020 年までに達成する」とした国際目標)
41 WTO : The World Trade Organization(世界貿易機関)
42